

○7番（井谷幸恵）（登壇） 日本共産党の井谷幸恵です。ひとり親家庭医療費助成制度についてお尋ねします。

所得税非課税のひとり親家庭への助成制度です。県の補助を受け、県内の市や町で実施されております。

子供が二十歳になったとき、学校教育法第1条に定められた学校、幼稚園、小、中、高、中等教育学校、特別支援学校、大学、高専に通う子供は、卒業まで制度の対象ですが、看護師や栄養士、調理師など、職業人を育成するための専門学校等に通う子供は対象から外されます。

ぜひとも対象にしてほしいとの藤原雅彦議員の質問に対し、県の対象見直しの動きがなかったため、令和4年4月の実施は見送ることとなった。市単独での制度拡充は難しいため、県に専門学校等を対象に加えることの要望を強く行ってまいりますとの御答弁でした。市からの強い要望に対し、県の対応はどのようなものだったでしょうか、お尋ねします。

直近の数字で、この助成を受けているひとり親家庭の子供は年間どのくらいですか。また、二十歳で対象外となった人は何人ですか。二十歳までの医療費の補助は、他県と比べても手厚い制度だと認識していますが、大学生は卒業まで対象で、専門学校生は二十歳で対象外になるとは納得できません。

なぜ、専門学校生は対象外なのでしょう。教えてください。

このたび、シングルママから、専門学校に通う子供に重篤な病気が見つかり治療費が心配との御相談を受けました。救済する方法はあるのでしょうか。教えてください。

対象の拡大について、粘り強く県に要望を上げていただき、なおかなわなければ、市単独で行う方法があります。

松前町では実施しております。要綱には、受給資格を認められた児童が、二十歳到達時に引き続き、学校教育法第1条に規定される学校や専修学校等で就学している場合は引き続き受給資格が認められますとあります。看護学校や理容、美容、職業訓練校的な学校も含まれるとのこと。

県の補助を受けた場合と、市単独で専門学校生にも対象を広げる場合、新たにどのくらいの助成額が必要と見込まれますか、お尋ねします。

米をはじめ、野菜も何もかも値上がりし、庶民の暮らしは大変。とりわけ、ひとり親家庭の暮らしの厳しさはひとしおです。本当に困っている人に寄り添って手を差し伸べる、これが本来の政治の在り方ではないのでしょうか。

今後、市独自でも実現していく御意思はありますか。御所見を伺います。

○議長（小野辰夫） 答弁を求めます。古川市長。

○市長（古川拓哉）（登壇） 井谷議員さんの御質問にお答えいたします。ひとり親家庭医療費助成制度についてでございます。

対象の拡大についてお答えいたします。

まず、専門学校生にも対象を広げる場合の必要額についてでございます。

医療費及び事務費について、県補助金が2分の1となりますことから、県の補助がある場合は約100万円、市が単独で対象を拡大した場合は約210万円の一般財源の増額が見込まれます。

次に、市独自での実現についてでございます。現在の厳しい財政状況においては、市単独での制度拡充は難しいため、引き続き県に要望を行ってまいります。

○議長（小野辰夫） 沢田福祉部こども局長。

○福祉部こども局長（沢田友子）

（登壇） ひとり親家庭医療費助成制度の現状についてお答えいたします。

本助成制度は、愛媛県の補助を受け、県内の全市町で実施しており、愛媛県ひとり親家庭医療費補助金交付要綱に基づき運用を行っております。

今年度、愛媛県知事に対し、助成対象の拡充についての要望を行いましたが、20歳未満までの児童を無条件で助成するなど、全国の都道府県と比較しても愛媛県の助成範囲は広く、現在の助成内容を維持したいとの回答がありました。

次に、この助成を受けているひとり親家庭の子供の数についてでございます。令和7年2月時点でのひとり親家庭医療費助成制度の受給世帯数は825世帯、受給者数は2,134名となっており、20歳で対象外となる人数につきましては、令和7年度の見込みで、保護者を含め48人程度となります。

次に、専門学生が対象外である理由についてでございます。

県の交付要綱において、対象を20歳未満の児童及び教育基本法第1条に規定する学校に就学している者、または一定の障害に該当する者と記載されており、この学校に専門学校が含まれていないためでございます。

次に、治療費が心配な御家庭への救済方法についてでございます。

窓口での支払いが高額になる場合、自己負担額を所得に応じた限度額にする限度額認定証を御利用いただく、または一定の限度額以上の医療費の返還が受けられる高額療養費制度の活用がございました。また、母、父、寡婦または児童が医療、介護を受けるために必要な資金の貸付けを受ける、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度が併用できます。連帯保証人を立てる場合は無利子ですが、連帯保証人を立てられない場合でも、比較的安価な利子で貸付けを受けることができます。同様の相談があった場合は、それぞれの御家庭の状態をお伺いした上で、これらの制度の利用につき御説明させていただき、経済的に厳しい状況にある家庭の支援を行っております。

○議長（小野辰夫） 井谷幸恵議員。

○7番（井谷幸恵）（登壇） 御答

弁ありがとうございました。

1つ例を挙げます。

多子世帯の学費無償化するなどとした、大学等修学支援法が来年度から始まります。対象は、扶養する子が3人以上で、大学、短大、高専、専門学校に通う子がいる世帯。ちゃんと専門学校生も対象です。子育てや教育の分野での支援等で、専門学校生を除くなどという条件はあってはならない、変えるべきだと思いますが、この点について市長の御見解はいかがででしょうか、お尋ねします。

○議長（小野辰夫） 答弁を求めます。古川市長。

○市長（古川拓哉）（登壇） 対象の拡大に関しましては、よく検討をしていきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（小野辰夫） 井谷幸恵議員。

○7番（井谷幸恵）（登壇） ありがとうございます。

ぜひ、早急に、ひとり親家庭医療費助成制度の対象拡大が実現するよう要望いたします。